

# 嬉野市営キャンプ場指定管理者募集要項

佐賀県嬉野市

令和6年8月

## 嬉野市営キャンプ場指定管理者募集要項

嬉野市営キャンプ場に指定管理者制度を導入することで、経費の節減及び住民サービスの向上につなげるため、以下の要領で指定管理者を募集し、その候補者の選考を行う。

### 第1 施設の概要

#### 1. キャンプ場設置の目的

本市が持つ緑豊かな大自然を通じて自然とふれあう場を提供するとともに地域の特性を生かした地域内外の住民との交流活動の推進を図るため、嬉野市営キャンプ場を設置する。

#### 2. 対象施設

名称： 広川原キャンプ場

位置： 嬉野市嬉野町大字吉田丙595番地6 他

敷地面積： 約32,000㎡

施設内容： 管理棟、コテージ、バンガロー、オートキャンプサイト、テントサイト、  
他 詳細は業務仕様書参照

### 第2 指定及び指定期間の決定

本要領に基づき、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間における指定管理者を募集し、その候補者を選考する。ただし、本選考会は選定されるのはあくまで指定管理の候補者であり、指定管理者及びその指定期間の決定については選考会後に開催される嬉野市議会の承認が必要であることを承知しておくこと。

### 第3 管理費用及び利用料金等収入について

管理費用は、嬉野市が指定管理者に支払う指定管理料と、指定管理者が得る利用料金収入をもって充てる。

#### 1. 指定管理料

指定期間内における1年間毎の指定管理料の上限額は以下のとおりとするが、事業計画書や収支予算書などの内容及び運営計画、市の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、指定管理者と協議のうえ協定書に定めて支払う。

指定管理料上限額 年額7,040,000円（消費税込み）

なお、指定管理料については、指定管理料の算定基礎である当初収支計画に対し、燃料費や光熱水費等管理等運営に要した経費及び施設利用料金収入に増減があった場合は、市と協議のうえ、指定管理料を変更することができる。

## 2. 利用料金

利用料金については地方自治法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入とする。

なお、利用者から徴収する当該施設の利用料金の設定は、嬉野市キャンプ場条例別表に定める金額をの範囲内において、市長の承認を得ることで変更することができる（条例第15条第3項）。

## 3. その他の収入及び経費

指定管理業務の他に運營業務の他に、キャンプ場の設置目的に沿った利用者サービス向上のための事業を、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任により自主事業を実施することができる。なお、実施する際には次のことに留意し、事前に市の承認を得なければならない。

ア キャンプ場周辺の自然環境を活かすことで新たな価値を創出する事業

イ キャンプ場周辺の地域の方々や企業等と連携し、周辺地域の振興に繋がる事業

ウ 利用者のサービス向上に繋がる事業

## 4. 利用料金の減免

嬉野市営キャンプ場条例施行規則に別表第2の使用料減免基準表に該当する場合は利用料金の減免を行わなければならない。また、来場者の公平性を担保する上で必要があると認められる場合は、市への協議の上、利用料金の割引等を行うことができる。ただし、減免及び割引等を行った利用料金については、市は補填等行わない。

## 第4 指定管理者の指定申請について

### 1. 応募者の資格

応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる各号の条件を全て満たし、かつ指定管理期間中、安全かつ円滑に当該施設の管理運営を行うことのできる者とする。

ア 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない）

イ 市県民税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札参加を制限されていないこと、かつ嬉野市から指名停止措置を受けていないこと

カ 選定委員が応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していないこと

キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又

はその利益となる活動を行う団体等でないこと。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、受けたことがある場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署へ報告済みであること

ケ 当該施設の管理運営の開始までに事業に必要な許可等を受けることができること（旅館業法第3条の許可、防火管理者の設置など）

## 2. 共同企業体での応募

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等（共同企業体）での応募ができる。なお、この場合は、構成する全ての法人等が前述1の「応募者の資格」各項目を全て満たすものとし、次の事項に留意すること。

ア 同企業体で応募する場合は、代表者となる法人等を定めるとともに、申請時に「共同企業体構成表」及び「共同企業体協定書」を作成、提出すること。

イ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。

ウ 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。

エ 共同企業体で応募した団体は、申請から指定管理満了までの間における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

## 3. 募集及び選定のスケジュール

内 容	期 間 等
応募申請書の受付	令和6年9月13日（金）17:00まで
質問書の提出期間	令和6年8月28日（金）17:00まで
質問書への回答公表	令和6年9月6日（金）
一次審査（書類審査）	令和6年9月17日（火）
一次審査結果の通知	令和6年9月20日（金）
二次審査（面接審査）	令和6年10月1日（火）
審査結果の通知	令和6年10月4日（金）

## 4. 申請書の提出

**申請書提出先：後述の第9に掲示**

**提出方法：持参または郵送**

**提出期限：令和6年9月13日（金）17時必着**

**提出書類：**申請にあたっては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成18年条例第63号。以下「指定管理者条例」という。）及び同条例施行規則（平成18年規則第52号）の規定により下記の表に記載の書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加して資料を求めることがある。

提出書類一覧

提出書類番号	書類名	様式	備考	提出部数
1	指定管理者指定申請書	様式第1号	指定管理者条例第4条	正本1部
2	嬉野市営キャンプ場指定管理に関する事業計画書	様式第2号	指定管理者条例第4条	正本1部、 副本15部
3	嬉野市営キャンプ場指定管理に関する収支予算書	様式第3号	指定管理者条例第4条	正本1部、 副本15部
4	定款又は寄付行為の写し	任意	法人以外の団体にあつては、会則等	正本1部
5	登記事項証明書	任意	法人のみ	正本1部
6	役員名簿	任意		正本1部
7	前事業年度分の貸借対照表及び財産目録	任意		正本1部
8	過去3か年の収支決算書	任意	経営実績が1年未満の場合は経営状況を説明する書類	正本1部
9	提出日の属する年度の予算書	任意		正本1部
10	市県民税、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	任意	団体は団体代表者の個人市町村民税	正本1部
11	法人等の概要、事業内容	任意		正本1部
12	誓約書	別紙1		正本1部
13	テントサイト整備計画(案) 【提出は任意】	任意	図面等	正本1部

**【重要】提出書類番号13番のテントサイト整備計画(案)について**

当キャンプ場においては令和6年度中にテントサイト再整備を計画している。この整備工事の実施時期はキャンプ場の閉山後11月以降を予定しているため、この提出書類について実現可能で魅力的な計画案の提案があれば、指定管理者の採用不採用に関わらず、整備計画の参考とする予定である。計画案の作成については以下の点に留意すること。

- ・車の乗り入れが可能なオートサイトとすること
- ・伐採撤去できない木(別紙「保護樹木位置図」参照)があるので考慮すること
- ・整備費の予算額は650万円が上限であることを考慮すること。

- ・提案の一部しか採用できない場合がある。
  - ・提出された整備計画案は、作成提出は任意ではあるが、後述する審査基準において加点対象となる。
  - ・案が採用された場合も無償での利用とする。
- 以上について、了解のうえで作成、提出すること。なお、提案が無ければ別紙「テントサイト整備計画図（案）」に準じて整備を行うことになる。

#### 【申請に当たっての注意事項】

- ア 申請に要する経費は、申請者の負担とする。
- イ 申請書類は返却しない。
- ウ 申請書類の著作権は、申請者に帰属する。なお、市は必要に応じ申請書類の全部又は一部を複写及び公表できる。
- エ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- オ 応募は1団体につき1申請とし、複数の申請はできない。
- カ 共同企業体で申請する場合は、提出書類番号4から10については構成団体ごとに提出する。
- キ 各種証明書等については、申請書提出日から3か月以内に取得したものとする。
- ク 申請書に不備があった場合は、申請書提出期限内に限り、再度提出を認める。
- ケ 申請書提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

## 第5 指定申請に係る参考事項

### 1. 現地説明会について

現地にて施設・設備等について説明会を行う。参加を希望する場合は説明会参加申込書（別紙2）をメールにて提出すること。

なお、本説明会への出席の有無は候補者選考に影響しない。

**日 時：令和6年8月19日（月）13：00～14：00**

**場 所：広川原キャンプ場 管理棟前駐車場集合**

参加者数：各団体3名以内

**参加申込書提出先：後述の第9に提示**

**参加申込書提出期限：令和6年8月15日（木）17時まで**

※歩きにくい場所が多く、高低差もあるので、動きやすい服装で参加すること。

### 2. 質問の受付及び回答について

質問がある場合は、質問票（別紙3）を提出すること。提出方法はメール・ファックス・郵送を問わない。

**提出先：後述の第9に提示**

**質問票の提出期限：令和6年8月28日（水）17：00必着**

回答は令和6年9月6日17：00までに嬉野市のホームページに掲載する。

なお、特定の事業が自主事業に該当するかや、応募団体が特定される質問及び回答は公開しない。

## **第6 指定管理候補者の選定**

指定管理候補者の選定は、指定管理者条例及び本募集要項に基づき実施し、一次審査・二次審査の2段階で行う。また、各段階における審査結果については書面により各自に通知し、最終選定結果は市のホームページに公開する。

### **1. 一次審査について**

第4の1に示す応募者の資格を満たさなければ失格とする。また、書類提出期限を守れない場合や、書類の不備及び瑕疵、虚偽等の事実と違う記載等があった場合は同様に失格とする。

また、第4の1のコにいう事業に必要な許可等（旅館業法第3条許可等）については、手続き及び許可を得ることに支障がないことを事前に確認しておくこと。

### **2. 二次審査について**

選定委員が面接審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。1団体につきプレゼンテーション25分間、ヒアリング30分間の計55分間とする。

#### **・二次審査の審査基準**

審査項目及び配点は審査基準表のとおりとする。特に、以下のア～エの項目に注意すること。なお、審査基準表の配点合計の60%を最低基準点とし、これに満たない場合は不合格とする。また、応募団体が1団体の場合でも審査は行い、この場合であっても最低基準点に満たない場合は選定しない。

ア 事業計画の内容が、当該施設の利用者の平等な利用が確保できるものであり、利用者へのサービスの向上等が図られていること。

イ 事業計画の内容が、当該施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有する団体であること。

エ その他市長が公の施設の性質等に応じて定める基準に適合していること。

審査基準表

		審査項目	配点
利用者の平等利用の確保		一部の者たちに対して、不当に利用を制限、または不当に優遇するものではないか	適・否
運営体制	経営基盤	申請者の財務状況は健全で、施設の管理運営を行う能力があるか	10
	職員、人員配置	職員の配置計画及び責任体制は適切か	10
		職員の教育、研修体制は適切か	10
		市内の雇用を優先に考えているか	10
	安全対策、危機管理	防犯、防災、その他緊急時の対応は適切か	10
個人情報保護、情報管理体制は適切か		10	
運営方針	基本の方針	管理運営方針は明確であり、施設の設置目的に沿う内容になっているか。	20
		地域と連携して施設の魅力を高める具体的方策があるか	10
	事業計画の実現可能性	収入、支出の積算と事業計画に整合性はあるか	20
	経費削減	施設の活性化を通じた指定管理料の縮減を計画しているか	10
		指定管理料の縮減計画は効果的であるか	20
	サービス向上への取り組み	施設の活性化を期待できる具体的方策があるか	20
		利用者の要望等を反映する具体的方策があるか	20
		施設や設備の機能維持、清掃等の日常管理方法は適切か	10
加点	【任意提出】 キャンプサイト整備計画(案)	キャンプ場の敷地を効果的に利用できる計画になっているか	10
合 計			200

【採点】 配点欄のうち「適・否」とある欄は一つでも否に該当する場合は失格とする。

配点は、特に優れている：配点の10割、優れている：配点の8割、普通：配点の6割、やや劣る：配点の4割、非常に劣る：2割

【参考事項】 営業日及び営業時間についても、協議の上、管理者の要望に沿うことができるが、年間の開場日が90日を下回らないよう設定すること。

## 第7 議会の議決及び協定書の締結について

### 1. 嬉野市議会による議決

第3に前述したとおり、市は選考会の結果を議案として嬉野市議会に報告し、指定管理に関する事項（指定管理者・指定管理期間）について議会の承認を得なければならない。

### 2. 協定の締結

上記議決後、指定管理者の指定を受けた法人等は、市と協議の上、指定管理に係る基本的な事項を定めた当該施設の管理運営に関する協定を締結する。

## 第8 その他の留意事項

ア 指定管理者の指定を受けた法人等が協定の締結に応じない場合や、適正な管理を行うために市が行う指示に指定管理者が従わない場合の他、指定管理を継続することが著しく不相当と認められる場合は、指定管理決定後であっても指定を取り消すことがある。

イ 本件の審査が終了するまでの期間において、選定に不正な影響を及ぼす目的で選定委員会の委員、または審査事務に従事する本市職員及び関係者に対して個別の訪問、電話その他の方法により接触するなど、公平性を疑われるような行為を行った場合、失格または指定の取り消しとする。

ウ 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結までに地方自治法第244条の2第11項に規定する場合又は指定管理者条例に違反した場合は指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して、市は賠償を行わない。また、取り消しに伴う市の損害については、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがある。

エ 指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合においても、指定管理者の候補者となっている法人等が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、当該法人等の負担とする。

オ 指定管理者が法令違反等により指定管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

なお、指定の取り消しを受けた指定管理者は、次の指定管理者が円滑に支障なく業務ができるように引き継ぎを行うものとする。

## 第9 書類提出先及び問い合わせ先

本募集要項及び業務仕様書等関連の書類に関する事項について、特に指定をしない限り、各種書類提出先及び問い合わせ先は以下のとおりとする。

所在地：〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1185番地

名称：嬉野市役所 建設部 農林整備課

受付時間：8:30～17:00（平日のみ）

T E L：0954-27-8202

F A X：0954-42-2115

E m a i l：nourinseibi@city.ureshino.lg.jp

嬉野市HP：http://www.city.ureshino.lg.jp